

不動産事業者様・貸主の皆様へ
「入居住宅に関する状況通知書」にご記入のお願い

(申請者は、本用紙、様式2-2及び様式2-2(記入例)を不動産事業者様・貸主様等へ提出し、様式2-2に記入を依頼してください。市ホームページに様式 記入例の掲載あり)

○住居確保給付金制度について

生活困窮者自立支援法に基づき、離職又はやむを得ない休業等により家賃を支払うことが困難になる恐れの高い方に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給し、就労等に向けた支援を行う制度です。この趣旨をご理解いただいたうえで「入居住宅に関する状況通知書」のご記入をいただき、ご申請者にお渡しさせていただきますようお願いいたします。

<記入における注意点>

- ・表面すべてを不動産事業者様または貸主様にご記入ください。
- ・入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費・管理費を 除いた金額 をご記入ください。
- ・振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。
- ※異なる場合は後日確認の電話をさせていただきます。
- ・ 振込口座のフリガナ にご注意ください。
- ※間違いが多くなっています。「記入例」をご参照ください。(市ホームページに掲載あり)
- ・訂正箇所には訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。
- ・裏面は本人が記入します。

<給付の時期と方法>

- ・毎月末に、市川市から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた振込口座に振り込みます。
- ・振込名義は「市川市生活支援課」となります。
- ※初回については、原則として、申請月の翌月末に、申請月に支払うべき家賃と、翌月に支払うべき家賃が振り込まれます。(申請月の家賃の支払いが遅れることとなります。)
- (例：1月に申請受理→1月に支払うべき家賃と2月に支払うべき家賃を2月末ごろに振込み。3月に支払うべき家賃は3月末ごろに振込み。)
- ※現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請件数が大変多くなっています。そのため、手続きがさらに遅れていることをあらかじめご了解ください。

<その他>

- ・申請受付後、審査を経て支給決定がされます。決定通知書が発行されますので、ご本人からお受け取りください。
- ・給付期間は原則3か月です。※延長、再延長の審査により最大9ヶ月支給される場合があります。

ご不明な点がございましたら、市川市生活支援課援護自立支援担当までご連絡ください。